

平成28年4月1日  
新潟市財務部契約課

## 特記仕様書による下請決定通知書等の取扱いについて

市では、市内企業の振興や地域経済活性化及び地域雇用の促進を図る観点から、市発注の建設工事において、特記仕様書で市内企業の下請優先採用を要請しているとともに、請負金額1千万円以上で施工において下請契約を締結した場合は「下請決定通知書」、下請負者が再下請契約を締結した場合は「再下請通知書」の提出を求めていましたが、平成28年4月1日以降の公告、通知案件からこれら通知書について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 記

1. 特記仕様書による下請決定通知書、再下請通知書、竣工時下請報告書は廃止します。
  - ・なお受注者は引き続き、建設業法等に基づき適切に施工体制台帳を作成し、下請負者は元請に対して再下請通知を行ってください。
2. 受注者は、請負金額1千万円以上で施工において下請契約（一次下請）を締結した場合で、市内企業を下請けに採用しなかった場合は、市内企業不採用理由書を提出してください。（様式は契約課ホームページよりダウンロード可能）

年 月 日

## 市内企業不採用理由書

新潟市長宛

受注者(元請負人)

住所

商号・氏名

1. 工事番号
2. 工事名
3. 最終契約額

施工において下請契約(一次下請)を締結し、市内企業をその相手方としなかった場合に、その理由を下記に記載してください。なお、市内企業とは新潟市内に本社・本店を置く建設事業者をいいます。

番号	下請負人名	下請負部分	下請金額(円)	市内企業等を下請けに採用しなかった理由
	所在地			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				